

随意契約理由一覧表(上下水道局分)(令和5年)

契約年度	契約月	種別	契約日	案件名	契約業者	随意契約の理由	備考
R5	3	委託	R6.3.12	陶器配水場小水力発電設備保守点検業務	株式会社三井三池製作所 大阪支店	<p>本業務は、陶器配水場に設置されている小水力発電設備において、設備の運転に必要な計装機器や制御盤等の予防保全のため、保守点検業務を行うものである。</p> <p>本設備は、24時間365日発電を行っている小水力発電設備の制御、運転管理を行うものであり、設備の仕様詳細図面等については、設計製作会社から公表されていない。</p> <p>本業務の随意契約の相手方である三井三池製作所は、本設備の設計製作会社であり、本設備の構造、構成及び仕様に関する専門的知識を有している唯一の業者である。</p> <p>また、本設備においては当該業者以外が履行した場合、不具合発生時の責任所在が不明確になることにより、原因切分けが困難となり、復旧までに多くの時間を要する可能性がある。また、小水力発電設備の正常な監視制御ができなくなり、本市の水運用に著しい支障が生じる可能性があり、市民生活への影響及び局全体の日常業務にも影響を与えるおそれがある。</p> <p>(地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号)</p>	
R5	1	委託	R6.1.16	大和川ポンプ場No. 2雨水ポンプ用原動機点検業務	クボタ環境エンジニアリング株式会社 大阪支社	<p>本業務は、故障により運転不可能な状態である大和川ポンプ場No. 2雨水ポンプ用原動機の不具合箇所を特定する為、分解点検を行うものである。大和川ポンプ場雨水ポンプ設備は、大雨時に雨水を大和川へ排出する重要な設備であり、全5台あるが降雨量により全台運転もありえるため、復旧が必要である。</p> <p>雨水ポンプ設備は機場に合わせて原動機、減速機、ポンプを一体のユニットとして設計・システム化されており、大和川ポンプ場雨水ポンプ設備に関しては、ポンプ製造業者である(株)クボタが設置工事を行い、初期の機器調整・制御設定から不具合対応まで一貫して行ってきた。</p> <p>随意契約の相手方であるクボタ環境エンジニアリング(株)は(株)クボタの工事及び保守部門を担っており、当該設備の点検は当該設備の構造及び制御設定を熟知している当該業者以外では履行できない。クボタ環境エンジニアリング(株)以外の者が本業務を履行した場合、当該設備への理解が不十分であることから、不具合箇所を特定できず、雨水ポンプを復旧できない恐れがある。</p> <p>(地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号)</p>	
R5	12	委託	R5.12.26	ガスクロマトグラフ質量分析装置(全自動固相抽出装置付)保守点検業務	金陵電機株式会社	<p>ガスクロマトグラフ質量分析装置はコンピューターによる専用のソフトで制御されており、導入時の初期プログラム及び分析条件の作成者で設置業者でもある当該業者でなければ、チェックアウトを含む保守点検を実施することができない。</p> <p>(地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号)</p>	
R5	12	委託	R5.12.7	イオンクロマトグラフ装置保守点検業務	株式会社三ツツフロンテック	<p>当該装置は専用分析ソフトで制御されており、導入時に分析条件等の設定が必要であり、保守を行う際もその設定内容を熟知していなければ、保守点検ができない。</p> <p>このため、本業務はメーカーの販売、保守の正規代理店であり、当該装置の設定を行った上記業者と随意契約を行うものである。</p> <p>(地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号)</p>	
R5	11	委託	R5.11.10	耐震性貯水槽緊急遮断弁保守点検業務	株式会社清水合金製作所	<p>耐震性貯水槽緊急遮断弁は、災害時に耐震性貯水槽を管路から遮断して飲料水を確保するための重要な設備であり、本業務は緊急遮断弁の機能維持のため必要な分解整備及び消耗品の取替えを目的としている。</p> <p>本業務には専門技術や知識が必要であるが、設備の仕様詳細図面等については、製造業者から公表されていない。当業者は、当該設備の製造業者であり、当業者のみが当該設備の機能及び機構並びに構造を熟知し、本業務による分解点検・整備による作動の保証ができる唯一の業者である。また、当該業務が適切に履行されなかった場合、災害時に飲料水を確保できないおそれがある。</p> <p>以上のことから、当該業者でなければ本市の仕様に基づく確実な保守点検が履行できないため、随意契約とするものである。</p> <p>(地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号)</p>	

随意契約理由一覧表(上下水道局分) (令和5年)

契約年度	契約月	種別	契約日	案件名	契約業者	随意契約の理由	備考
R5	11	委託	R5.11.10	桃山台配水場ほか電動弁保守点検業務	株式会社森田鉄工所	<p>本業務は、桃山台配水場、浅香山配水場、岩室配水場において電動弁の機能維持のため必要な点検、分解整備及び消耗品の取替えを行うものである。</p> <p>本業務を行うに当たっては、製造者のみが熟知する設備の機器構成や制御方法、分解整備における標準手順といった専門技術や知識が必要であるが、設備の仕様詳細図面等については、製造者から公表されていない。仮に本業務に必要な専門技術や知識を有しない者が本業務を実施した場合、電動弁の性能が十分に発揮できず、電動弁による制御ができなくなり、市内給水に著しい支障をきたすおそれがある。このため、本業務の履行が可能なのは、本設備を製造した株式会社森田鉄工所のみである。</p> <p>(地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号)</p>	
R5	11	委託	R5.11.1	御池台配水池ほか緊急遮断弁保守点検業務	株式会社前澤エンジニアリングサービス	<p>本業務は、御池台配水池、岩室高地配水場において緊急遮断弁の機能維持のため必要な点検、分解整備及び消耗品の取替えを行うものである。</p> <p>本業務を行うに当たっては、製造者のみが熟知する設備の機器構成や制御方法、分解整備における標準手順といった専門技術や知識が必要であるが、設備の仕様詳細図面等については、製造者から公表されていない。仮に本業務に必要な専門技術や知識を有しない者が本業務を実施した場合、緊急遮断弁の性能が十分に発揮できず、震災時における制御ができなくなり、市内給水に著しい支障をきたすおそれがある。このため、本業務の履行が可能なのは、本設備を製造した前澤工業株式会社よりアフターサービス部門を業務分担された唯一の者である株式会社前澤エンジニアリングサービスのみである。</p> <p>(地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号)</p>	
R5	9	委託	R5.9.20	大和川ポンプ場ほか直流電源設備保守点検業務	古河電池株式会社関西支社	<p>本業務は、直流電源設備の適正な機能維持及び事故の未然防止を図ることを目的とする定期点検である。</p> <p>当該設備の点検業務では、構造及び設定内容等を熟知しているものが正しい点検方法で各部状態確認及び計器計測を行い、状態及び計測データの良否判定を行う。直流電源設備の点検における良否判定基準は、製造業者や機種ごとに異なるため、当該設備の良否を正しい基準を持って判定できるのは製造業者である古河電池株式会社だけである。</p> <p>当該業者以外が業務を行った場合、点検結果に信頼性がないことから異常を見落とし、対象ポンプが動作不良を起こして雨汚水を送水することが出来なくなり、溢水の恐れがある。</p> <p>(地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号)</p>	
R5	7	委託	R5.7.31	配水管理センターほか水運用管理システム保守点検業務	関西日立株式会社	<p>本業務は、配水管理センター、配水場、配水池、制御所及び各モニターにおいて、水運用管理システムの機能維持のため必要な点検、清掃及び消耗部品の取替えを行うものである。</p> <p>当該システムは、堺市の配水場等施設を一元管理するものであり、設備の仕様詳細図面等については、機器の設計製作会社から公表されていない。</p> <p>本業務の随意契約の相手方である関西日立株式会社は、当該システムの設計製作業者である株式会社日立製作所関西支社から納入機器(水処理機器除く)の修理、取替、点検等の維持管理及び設備改修に関する業務移管を受けた業者であり、設備の機器構成や仕様を熟知している。</p> <p>仮に設備の仕様詳細図面等を有しない関西日立株式会社以外の者が本業務を実施した場合、当該システムの性能に影響をきたし、施設の監視制御ができなくなり、本市の水運用に支障が生じるおそれがあるため、当該業者への随意契約を行うものである。</p> <p>(地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号)</p>	